

# 2017年次ITU理事会の結果概要報告

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 主査 **土屋 由紀子**

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 事務官 **岩井 優介**

## 1. 概要

2017年次ITU理事会が、2017年5月15日から同月25日にかけて、スイス（ジュネーブ）のITU本部にて開催された。

理事会は、全権委員会議（4年に1回開催。ITUの最高意思決定機関）の会期の間のITUをめぐる環境変化に対応するため、広範囲な電気通信政策問題の検討を任務として毎年開催される。

今次理事会にはITU構成国（193か国）のうち48の理事国等から450名以上が参加し、ITUの重要課題について審議が行われた。

今次理事会の議長は、慣例に基づき昨年の理事会副議長のイタリア（Eva Spina氏）が選任され、副議長は地域順によりロシア（Rashid Ismailov氏）となった。また、管理委員会（ADM）の議長は米国（Vernita Harris氏）、同副議長はスイス連邦（Dirk-Olivier VON DER EMDEN氏）及び昨年に引き続きマリ共和国（Abdourhamane Touré氏）が務めた。

以下、今次理事会の個別主要課題の詳細について報告する。

## 2. 個別主要議題の対処結果

### 2.1 インターネット関連

(1) インターネット関連国際公共政策課題に関する理事会作業部会（CWG-Internet）の次回オープンコンサルテーションのテーマ（文書51）、寄与文書：インド（文書88）、中国（文書90）、米国（文書91）、サウジアラビア（文書105）

全権委員会議決議102に基づきオープンコンサルテーションのテーマはCWG-Internetが決定するが、2017年2月のCWG-Internetで米国提案「ジェンダー平等」とサウジアラビア・ヨルダン・UAE・クウェート・スーダンの共同提案「OTTsに向けた公共政策検討」とで議論が対立し、初めてテーマ決定に至らず、今次理事会に指示が要請された。

はじめに事務局から上記経緯が説明され、続いて米国から「ジェンダー平等の1テーマでの開催」、サウジアラビ

アから「ジェンダー平等とOTTの2テーマでの同時開催」、インドから「OTTの1テーマでの開催を支持」、中国から「テーマ数の増加」が提案された。

米国案を支持する日本、カナダ、オーストラリア、ルーマニア他西欧諸国等と、2つとも重要なテーマのため同時開催のサウジアラビア案を支持する中国、UAE、ナイジェリア他アフリカ諸国、インド案を支持するロシア、ブラジル、エジプト他アフリカ諸国とで意見が対立。議長から「最初（2017年9月）にジェンダー平等、次（2018年1月）にOTTでの実施」が提案されたが、同提案にサウジアラビア、UAE、セネガル等が反対し議論が紛糾。議長からCWG-Internet議長（サウジアラビア）を議長とした非公式会合の開催が指示された。

しかし、日本をはじめとする関心を有する国（カナダ、オーストラリア、ルーマニア、英国、チェコ等）からの再三のリクエストにも関わらずCWG-Internet議長はこれを無視し、非公式にサウジアラビアと米国とのみでバイ会合を実施した。

米国からバイ会合の合意結果として、「①1テーマでの開催、②最初にOTT案、翌年1月にジェンダー案を実施、③サウジアラビア提案のOTTに関するオープンコンサルテーション質問案は問題あるテキストを削除した内容で合意済」が上記関心を有する国に共有されたが、各国は③質問案に懸念があるとして反発。米国以外の上記関心を有する国からCWG-Internet議長に質問の一部変更を求め、米国と既に合意済であることを理由に変更を拒否された。再度関心を有する国で相談の結果、今回は米国の立場を尊重してやむなくバイ会合の合意結果を受け入れることとし、次回のオープンコンサルテーションのテーマは「OTTsに向けた公共政策検討」に決定した。

今回は非公式会合の開催方法に問題があったため、日本からCWG-Internet議長に対し、今後は必ず関心を有する国をオープンに招いて非公式会合を開催するよう強く要請するとともに、米国にも適切に情報提供するよう求めた。

(2) オープンコンサルテーション回答の分析、寄与文書：

サウジアラビア（文書103）

サウジアラビアより、オープンコンサルテーションに対する全てのステークホルダーからの回答に関して、事務局が“コンセプチュアルな全体分析”と“表明された合意事項と懸念事項”をCWG-Internetに提供することが提案された。

オープンコンサルテーションには全てのステークホルダーが参加可能だが、CWG-Internetは構成国しか参加できない。政府だけが参加するクローズドな場でインターネットに関する“分析”の文書作成は、マルチステークホルダーのアプローチに反するとして、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ等は反対。日本も「概要分析はオープンコンサルテーションに参加していない人に誤解を与える恐れがあるため反対。現在のレポート（全ての回答を編集せずそのまままとめたもの）で十分」と主張して反対。アラブ諸国やロシア、インド、ブラジル等がサウジアラビア提案を支持したが、結果、現在のレポートのままとし、分析は行わないことで合意した。

(3)「障がい者へのアクセスに関する国際公共政策」に関する新決議作成の提案、寄与文書：サウジアラビア（文書102）

サウジアラビアより、新決議「障がい者へのアクセスに関する国際公共政策」の作成が提案された。「障がい者のためのインターネットアクセス」というテーマにて過去（第2回）オープンコンサルテーションも開催されており、テーマの重要性については異議がなかった。しかし新たな決議作成については、類似の決議（全権委員会決議175）が既に存在しており、かつITU-Tでも研究が進められているため、日本はじめ米国、カナダ、オーストラリア、リトアニア等が反対。一方、UAE、ロシア、エジプト、ジンバブエ、キューバ等が決議作成を支持。コンセンサスが取れないため、議長からCWG-Internet議長を議長とした非公式会合の開催が指示された。

非公式会合が今度はオープンに開催された結果、今次理事会での新決議作成は見送られ、来年の理事会で検討するという結論で合意した。

## 2.2 財政・人事

(1) 国際電気通信番号資源（INR:International Numbering Resources）（文書43）、寄与文書：米国（文書92）、サウジアラビア（文書106）

INRへの追加課金により、ITUの新たな財源を確保しようとするもので、2014年理事会において事務局から提案がなされて以降、コストリカバリーベースでの実施、市場価格ベースでの実施、課金体系について継続的に議論されてきたが、未だ合意に達していない。

今次理事会では、主管庁を経由せずITUが直接事業者に付与する2つの番号（ユニバーサル国際フリーフォン番号（UIFN）及び発行者識別番号（IIN））に課金対象が絞られた案が事務局より提案された。（現在は、ITUのメンバーいかに関わらず全ての登録事業者から登録料のみ徴収。毎年の維持費の徴収はない。）

### 【事務局提案】

- ①：ITU-T非加盟メンバーから、UIFN1番号当たりCHF20及びIIN1番号当たりCHF100の維持費を毎年徴収
- ②：UIFN1番号当たり既存のCHF200からCHF300、及びIIN1番号当たり既存のCHF100からCHF150に登録料を増額

続いて、米国から文書92に基づき、INRについてはコストリカバリーベースでの課金が検討されるべきで、市場価格ベースの議論はするべきでないと提案された。一方サウジアラビアからは、UIFN、IINに加えその他3番号への登録料の増額・新設、毎年の維持費の新設、登録事業者のITU-Tメンバーへの強制加入が提案された。

「市場価格ベースでの課金に反対」とする国（オーストラリア、カナダ、ドイツ等）と、「WTSA-16で採択された新決議実施及び新たな歳入創出のため、INRへの更なる課金に賛成」とする国（UAE、チュニジア、アルジェリア、ロシア等）とでコンセンサスが取れず、日本からはINRへの課金について「ユーザーメリットのない制度であり反対」と主張した。

今次理事会ではコンセンサスを得られないと判断したADM議長が議論打ち切りを宣言したところ、サウジアラビアとUAEから議事進行に係る発言（points of order）があり、改めて議論は継続、ADM議長指示によりJeferson Fued Nacif氏（ブラジル）を議長としたAd-hocグループの開催が決まった。

計3回開催されたAd-hocグループの結果、UIFNとIINを課金対象とし、コストリカバリーベースでの登録料の増額及び毎年の維持費の新設を定めたDecision案が合意された。しかし、維持費の被課金主体がDecision案に明記されていなかったため、ITUのメンバーいかに関わらず全ての登録事業者に課金すると考えていたサウジアラビア等



と、事務局提案のとおりITUのメンバーは課金対象外と考えていた日本、米国、オーストラリア等とADMにおいて議論が紛糾。ランチ中にADM議長とAd-hoc議長とが非公式に協議することとして、午前中のADMは終了した。

非公式協議の結果、登録料は、ITUのメンバーいかに関わらず全ての登録事業者に課金し、料金はコストリカバリーベースで増額（UIFN：CHF300、IIN：CHF150）、毎年の維持費は、ITU-T、ITU-Rのセクターメンバーを除く全ての登録事業者にUIFN、IINともに年間CHF100を課すことで決定、Decision600及び601が作成された。

## (2) 在ジュネーブ国際機関の地域調整給引き下げ分の補填提案（文書118、情報文書26）

国際人事委員会（ICSC）は物価変動等の調査結果等により、在ジュネーブ職員の地域調整給（Post Adjustment）を7.7%引き下げることと昨年10月に決定したが、現在、在ジュネーブ国際機関が連名で異議申し立てを行っており、今年7月のICSC会合にて、今年8月までとなっている経過措置期間延長の可否が示される予定である。これを受け、ICSCとの協議が不調に終わった際にも現状の給与水準に引き戻されるまでITUが給与の補填を続けるという内容の事務局提案が提出された。

本提案は今次理事会期間中の5月19日（金）に提出され、更に提出当日に審議されたため、各国は十分な検討時間が用意されていないと反発。22日（月）にジュネーブグループ\*が開かれ、「ICSC法（Statute）第11条cに定められているとおり、ICSCが決定することがマニフェストとして与えられている以上、今般の事務局提案のようなICSCの役割を損なう代替案は支持できない」旨がグループ各国の共通認識として確認された。

同月23日（火）のADMにおいて、ジュネーブグループ各国が国連組織としてのICSC勧告順守を提言したが、財政に影響はない（現状の地域調整給にて既に予算が組まれているため）という事務局からの説明、更に職員の意欲低下の危機を訴える事務総局長のステートメントにより、サウジアラビア、ナイジェリア、チュニジア等多くの国から補填を認める意見があり、結果、非公式協議となり、事

務総局長の判断により事務局提案は取り下げられた。

しかし、ADM議長レポートの記述が事務局寄りであったため、ジュネーブグループで協議の結果、ADM議長レポートの修正文をプレナリーに共同提案した。しかし、修正が同グループ構成国だけで作成された点、修正内容が大幅に見えた点、本議論が最終日プレナリー終了時刻直前であった点等から、サウジアラビア、UAE、ナイジェリア等の国々は時間がないことを理由に反発。カナダが修正内容を説明しようとしたところ、ケニア、キューバ、フィリピンが相次いでpoints of orderを行い議論が中止。既に会議終了時刻を過ぎていたため、表明されたすべての立場を議長がサマリーレコードに残すとして、議論は中断されたまま理事会は終了した。

理事会終了後、ジュネーブグループ各国で相談した結果、今回のADMレポートの修正案と、議事運営及び手続規則に対する懸念を事務局に共同提出した。

## (3) 2018～2019年予算（文書10、50、52、63、71）、寄与文書：ロシア（文書80）、ロシア他（文書98）、UAE（文書110）

事務局より、2018～2019年の予算案が文書10に基づき提案された。予算案は予備勘定からの引き出しなしで均衡するよう作成されており、2年間で計CHF320.1百万、前期予算と比較してCHF1.2百万縮小された。

これに対しロシアから、1996年から2017年までのITU-Rの財的・人的資源の分析に基づき、2018～2019年予算案のITU-R予算の増加が提言された。

またロシア他からの共同提案として、唯一地域事務所が無いCIS地域のエリア事務所の地位向上が提案された。

加えて、事務局から文書52に基づき、WTSA-16で採択された財政的影響を持つ決議が説明され、UAEからは文書110に基づき、同決議実施のためのITU-Tへの追加的財政支援が提案された。

さらに、事務局から文書63に基づき、昨今のテロ等国際情勢を踏まえたセキュリティ強化の必要性及びそれにかかる費用について説明された。

最後にカナダ等から、文書71に記載のジェンダー平等化

\* ジュネーブグループは、国連専門機関等の行財政問題について議論する先進国の非公式グループ。国連通常予算の分担率が1%以上、かつ行財政問題に関する基本的な考え方が一致（like-minded）している国で構成されており、現在17か国（米国・英国・フランス・ドイツ・カナダ・イタリア・日本・オーストラリア・オランダ・スペイン・スイス・メキシコ・ロシア・韓国・スウェーデン・ベルギー・トルコ）が参加。

の取組みに関する予算が配算されていないことが指摘され、予算配分が提案された。

上述の支出項目は予算案に追加されることとなったが、2017～2018年における節減及び衛星ネットワークファイリングの増収により追加支出分は賄われ、全体収支は均衡していることが確認され、2018～2019年予算案は承認された。

(4) 財政・戦略的影響を有するMOUへのITUの参加（文書48、50）、寄与文書：米国（文書93）、サウジアラビア（文書104）

全権委員会決議192では、財政・戦略的影響を有するMOUにITUが参加する場合の基準及びガイドラインの定式化が理事会に指示されており、2015年以降の財政・人的資源に関する作業部会（CWG-FHR）及び理事会で議論されてきた。2017年1月のCWG-FHRの結果、更なる議論と誰もが受け入れ可能な解決策を見つけるよう要請された。

米国から文書93に基づき、過去の指摘点を踏まえた基準及びガイドラインが提案された。一方サウジアラビアから、いかなるMOUもITUの財政・戦略的目的にネガティブに影響していないことから、理事会からのガイダンスや承認を得るまでMOUへのITUの参加を延期させることは現実的でなく、ITUの戦略性を損なうという見解を2018年全権委員会（PP-18）に報告し、PP-18は決議192に関して適切な行動をとるように提案した。

ITUのむやみな活動を制限するため、基準及びガイドラインを策定したい米国、日本、オーストラリア、カナダ等と、制限を課したくないサウジアラビア、UAE、中国、チュニジア、ロシア等で議論が対立。コンセンサスが得られないため、事務総局長に対して、本議題についての更なる検討が必要である旨PP-18へのレポートに含むよう指示することとなった。

(5) ITUメンバーシップ及びITU非加盟メンバーの参加促進（文書50）、寄与文書：ブラジル（文書97）、アルゼンチン（文書100）

ITUはこれまでもアカデミアメンバー制度等により、幅広いメンバーの参加を促進しているが、その促進方策についてブラジルとアルゼンチンから提案がなされ、SMEやITU非加盟メンバーの参加促進方法について引き続きCWG-FHRで検討することとなった。

またSME参加促進の一環として、SME参加の試験プロジェクトの所掌事務が以下のとおり決定した。

- ・SME参加の試験プロジェクトに興味のあるITU-D及びITU-TのStudy Group（SG）を募集する。
- ・SMEは試験プロジェクトを実施するSGに参加できるが、decision-makingには参加できない。
- ・各国政府が定めるSMEの定義に基づき、政府を経由してSMEの参加リクエストが提出される。
- ・試験プロジェクトはPP-18まで実施され、事務局は2018年理事会に進捗レポートを提出する。

## 2.3 その他の考慮すべき事項

2019年世界無線通信会議（WRC-19）及び無線通信総会（RA-19）の開催場所（文書27）

2016年理事会でのエジプトからのWRC-19及びRA-19の招致立候補を受け、エジプト政府と事務局が1年間調整を続けた結果、ジュネーブで開催する場合の設備等を基準とした最低限の基準に沿うことをエジプトが約束した。それを受け、エジプト（シャルム・エル・シェイク）が同会議開催場所として今次理事会で承認され、WRC-19のジュネーブ開催を定めた理事会決議1380が修正された。今後193の構成国に対して、開催場所変更に関する確認手続きが取られ、過半数の支持が得られた場合、エジプトでの開催が正式に決定する。